

藤岡市農業委員会
令和2年10月
定例会議事録

令和2年10月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和2年10月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和2年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第62号 農用地利用配分計画（案）について
報告第18号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第19号 農地法関係出願等について
報告第20号 令和元年藤岡市農地賃借料情報について

[出席委員]（14名）

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 1 番 秋山 幸夫 | 2 番 宮澤 一夫 | 3 番 清水 文江 | 4 番 浦部 隆 |
| 5 番 浅見 健司 | 6 番 折茂 新一 | 7 番 黒澤 義雄 | 8 番 関根 隆雄 |
| 9 番 折茂 高弘 | 10 番 金澤 貞夫 | 11 番 岩下 次夫 | 12 番 茂木 由子 |
| 13 番 山口 暁 | 14 番 福田 俊太郎 | | |

[欠席委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]（なし）

[事務局]

事務局 長	秋山 弘和	事務局 次長	高田 克巳
次長補佐兼係長	岸 憲彦	主 任	牧 眸美
主 事	松本 峻		

（開 会 13時30分）

事務局次長 　　ただ今より令和2年第10回定例会を進行させていただきます。
　　本日も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、推進委員さんのご出席はご遠慮いただいておりますのでよろしくお願いたします。
　　また下審査につきましても、隣の中庁舎小会議室を用意しておりますので、2班の委員さんにつきましては、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。
(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第10回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。8番関根委員、9番折茂高弘委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第57号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第57号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第57号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第57号整理番号1番については申請のとおり決定します。

続きまして、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時34分 休憩)

(14時54分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第58号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、藤岡の M さんが、経営規模の拡大を図るため、藤岡の農地 3 筆、2,172 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、藤岡の I さんが、新規就農するため、根岸の農地 3 筆、8,122 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 21 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 58 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 58 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 58 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長

福田委員どうぞ。

福田委員

イチゴの栽培を行うと記載されていますが、ハウスは建っている状態で買うということですか。

議長

事務局より説明願います。

事務局

はい、そのとおりです。

議長

他に何かありますか。

(異議なし)

議長

他に、意見もないようですので、採決します。議案第 58 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 58 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、下大塚のKさんが、鬼石の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 347 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 59 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 59 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号 2 番は、下大塚のMさんが、下大塚の農地を分家住宅用地として転用するもので、面積は 393 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 59 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 59 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 59 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 17 番の 17 件です。

整理番号 1 番は、市外の S さんが、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 554 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の M さんが、下戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,828 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、岡之郷の T さんが、下栗須の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 498 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の S さんが、立石新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,990 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市内の法人が、上栗須の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 1,963 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の T さんが、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 751 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 648 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 575 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 583 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,877 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、矢場の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 772 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外の F さんが、鮎川の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 315 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、下栗須の Y さんが、白石の農地を遺贈により取得し、山林用地として転用するもので、面積は 709 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の S さんが、浄法寺の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するにあたり、地上権の設定を受けるものです。面積は 1,338 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、譲原の K さんが、譲原の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 275 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 16 番は、市外の K さんが、譲原の農地を売買で取得し、庭石置場用地として転用するもので、面積は 1,252 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 17 番は、市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,210 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 60 号整理番号 1 番から 17 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたら

お願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 売買価格を教えてください。

議長 事務局より説明願います。

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 15 番は許可と決定します。次に整理番号 16 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 16 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 16 番は許可と決定します。次に整理番号 17 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 17 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 17 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 18 番から 31 番の 14 件です。

整理番号 18 番は、藤岡のUさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、貸駐車場用地として転用するもので、面積は 225 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 19 番は、藤岡のOさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、通路用地として転用するもので、面積は 86.29 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 20 番は、藤岡のKさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、一般住宅用地として転用するもので、面積は 99 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 21 番は、上栗須のSさんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 497.03 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 22 番は、藤岡のTさんが、下大塚の農地を売買で取得し、露天貸駐車場用地として転用するもので、面積は 469 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 23 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,178 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 24 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 626 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 25 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 800 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 26 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,247 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 27 番は、市外の法人が、牛田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 275 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 28 番は、市外の法人が、神田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,429 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 29 番は、市内の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地に係る進入通路及び管理駐車場用地として転用するもので、面積は 973 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 30 番は、市内の法人が、金井の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地に係る進入通路及び管理駐車場用地として転用するもので、面積は 158 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 31 番は、市外の法人が、上日野の農地を売買で取得し、露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するもので、面積は 270 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 60 号整理番号 18 番から 31 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 18 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 18 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 18 番は許可と決定します。次に整理番号 19 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 19

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 19 番は許可と決定します。次に整理番号 20 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 20 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 20 番は許可と決定します。次に整理番号 21 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 21 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 21 番は許可と決定します。次に整理番号 22 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 22 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 22 番は許可と決定します。次に整理番号 23 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 23 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 23 番は許可と決定します。次に整理番号 24 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 24 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 24 番は許可と決定します。次に整理番号 25 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 25 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 25 番は許可と決定します。次に整理番号 26 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 26 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 26 番は許可と決定します。次に整理番号 27 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 27 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 27 番は許可と決定します。次に整理番号 28 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 28 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 28 番は許可と決定します。次に整理番号 29 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 29 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 29 番は許可と決定します。次に整理番号 30 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 30 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 30 番は許可と決定します。次に整理番号 31 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 60 号整理番号 31 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 60 号整理番号 31 番は許可と決定します。続きまして、議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 61 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か

ご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 62 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 62 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 62 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 62 号農用地利用配分計画(案)については原案のとおり決定します。

議長

続きまして、報告第 18 号・19 号・20 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 18 号・19 号・20 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和 2 年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時34分)